

令和 5 年 第 6 回 筑紫野市議会定例会（12 月） 提出議案について

令和 5 年第 6 回筑紫野市議会定例会（会期：12 月 1 日～12 月 19 日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

同意第 6～12 号	筑紫野市平等寺山財産区管理委員の選任について
本件（同意第 6～12 号）は、現委員の任期が令和 5 年 12 月 7 日をもって満了となることから、筑紫野市平等寺山財産区管理会条例第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。 提案の 7 名のうち、井上 國次 氏が再任、藤 雄一 氏、野美山 勝 氏、石内 傳治 氏、高原 孝二 氏、上田 繁隆 氏、天原 邦春 氏の 6 名が新任の委員です。	
同意第 13～19 号	筑紫野市御笠財産区管理委員の選任について
本件（同意第 13～19 号）は、現委員の任期が令和 5 年 12 月 7 日をもって満了となることから、筑紫野市御笠財産区管理会条例第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。 提案の 7 名、長谷 裕之 氏、市川 一 氏、市川 光孝 氏、藤 裕次 氏、坂本 久続 氏、牟田 真佐夫 氏、鬼木 勝幸 氏は、全員新任の委員です。	
議案第 53 号	筑紫野市部設置条例及び筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、令和 6 年 4 月 1 日に施行する筑紫野市組織機構の一部見直しにより現行組織の再編、所管事務の変更、課等の名称変更が生じるため、2 つの条例の一部を一括改正するものです。	
議案第 54 号	筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。	

議案第 55 号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 56 号	筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、国家公務員の給与改定が行われたことを受け、職員の給料表及び期末手当並びに勤勉手当の支給割合を改めるため、職員の給与に関する条例の一部を改正し、併せて本条例を準用する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の附則を改正するものです。	
議案第 57 号	筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、地方税法等の一部改正により、森林環境税の賦課並びに徴収及び、自動車メーカーの不正行為に対する再発防止策の強化等を行うため、また併せて入湯税の課税免除の要件を追加するため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 58 号	筑紫野市債権管理条例の制定について
本件は、市の債権管理の一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資するため、市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。	
議案第 59 号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため、条例の一部を改正するものです。	

議案第 60 号	筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、筑紫地区 5 市で共同設置する筑紫地区介護認定審査会事務局の担当市が令和 4 年度で終了したことに伴い、筑紫野市特別会計条例の一部を改正するものです。	
議案第 61 号	第七次筑紫野市総合計画基本構想及び基本計画について
本件は、筑紫野市市民自治基本条例第 10 条の規定に基づき、本市の目指すまちづくりの姿を明らかにし、総合的かつ計画的に市政を運営するための最上位計画として定める第七次筑紫野市総合計画の基本構想及び基本計画について、筑紫野市議会基本条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。	
議案第 62 号	市道路線の認定について
本件は、筑紫駅西口土地区画整理事業にて整備された県道久留米筑紫野線の一部について、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線の認定をするため、同条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。	
議案第 63 号	令和 5 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 3 号）について
本件は、国の総合経済対策に対応する補正予算です。 歳出予算の主な内容は、住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業として 8 億 4,431 万 6,000 円、運送事業者原油価格高騰対策事業として 5,040 万円、学校給食物価高騰対策事業として 4,557 万円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 10 億 3,995 万 6,000 円を増額するものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 10 億 3,995 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 385 億 2,861 万 7,000 円とするものです。	

議案第 64 号	令和 5 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 4 号）について
歳出予算の主な内容は、介護給付等事業として 1 億 4,291 万 8,000 円、令和 5 年梅雨前線豪雨による災害関連地域防災がけ崩れ対策事業として 3,000 万円、地方債の繰上償還を実施するため公債費元金償還事務事業として 5 億円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、障害者自立支援給付費負担金 3,489 万 6,000 円、障害児給付費等負担金 3,656 万 3,000 円、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金 1,500 万円、財政調整基金繰入金 5 億円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 12 億 1,936 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 397 億 4,797 万 9,000 円とするものです。 また、繰越明許費については第 2 表、債務負担行為の補正については第 3 表、地方債の補正については第 4 表のとおりです。	
議案第 65 号	令和 5 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 5 号）について
本件は、給与の改定により、歳出予算の職員手当など 1 億 3,251 万 2,000 円を増額し、これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 1 億 2,402 万円などを増額するものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 3,251 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 398 億 8,049 万 1,000 円とするものです。	
議案第 66 号	令和 5 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
歳出予算の主な内容は、一般被保険者高額療養費として 4,079 万 5,000 円の増額、職員給与費として 314 万 1,000 円の減額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、保険給付費等交付金 4,079 万 5,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,773 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 102 億 495 万 5,000 円とするものです。 また、債務負担行為については、第 2 表のとおりです。	
議案第 67 号	令和 5 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
本件は、給与の改定により、歳出予算の報酬など 307 万 3,000 円を増額し、これに見合いの歳入予算として、一般会計繰入金 271 万 9,000 円などを増額するものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 307 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 102 億 802 万 8,000 円とするものです。	

議案第 68 号	令和 5 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
本件は、歳出予算として、住宅新築資金等貸付事業財政調整基金積立金を 2,206 万円増額し、これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 2,206 万 1,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,206 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,426 万 6,000 円とするものです。	
議案第 69 号	令和 5 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
歳出予算の主な内容は、介護予防・生活支援サービス事業費として 2,654 万 9,000 円、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費として 993 万円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、その他一般会計繰入金 1,154 万 5,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,168 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 74 億 4,875 万 9,000 円とするものです。 また、債務負担行為の補正については、第 2 表のとおりです。	
議案第 70 号	令和 5 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
本件は、給与の改定により、歳出予算の報酬など 383 万 8,000 円を増額し、これに見合いの歳入予算として、一般会計繰入金 289 万 8,000 円などを増額するものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 383 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 74 億 5,259 万 7,000 円とするものです。	
議案第 71 号	令和 5 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
歳出予算の主な内容は、広域連合納付金として 4,829 万 5,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、一般会計繰入金 4,829 万 5,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,040 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 29 億 1,382 万円とするものです。	
議案第 72 号	令和 5 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
本件は、歳出予算として、職員給与費を 12 万 4,000 円増額し、これに見合いの歳入予算として、一般会計繰入金を同額、増額するものです。 このため、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 12 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 9,956 万 9,000 円とするものです。	

議案第 73 号	令和 5 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
本件は、給与の改定により、歳出予算の給料など 14 万 2,000 円を増額し、これに見合いの歳入予算として、一般会計繰入金と同額、増額するものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 9,971 万 1,000 円とするものです。	
議案第 74 号	令和 5 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
本件は、歳出予算として、財産管理費を 3,100 万 3,000 円減額し、これに見合いの歳入予算として、立木売払収入 2,716 万 1,000 円の減額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3,100 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2,458 万 4,000 円とするものです。 なお、この予算については、11 月 17 日に開催された管理会の同意を得て提案しています。	
議案第 75 号	令和 5 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
本件は、人事異動等により、職員給与を調整することに伴い、収益的支出について既決予定額から 187 万 9,000 円を減額し、19 億 4,273 万 8,000 円、資本的支出について既決予定額から 80 万 4,000 円を増額し、8 億 4,291 万 8,000 円とするものです。 また、債務負担行為の補正として、3 件で 1,862 万 7,000 円を計上しています。	
議案第 76 号	令和 5 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
本件は、人事院勧告により、職員給与を改定することに伴い、収益的支出について既決予定額から 241 万 1,000 円を増額し、19 億 4,514 万 9,000 円、資本的支出について既決予定額から 55 万 9,000 円を増額し、8 億 4,347 万 7,000 円とするものです。	
議案第 77 号	令和 5 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
本件は、人事異動等により、職員給与を調整することに伴い、収益的支出について既決予定額から 459 万 1,000 円を減額し、21 億 3,192 万 8,000 円、資本的支出について既決予定額から 58 万 4,000 円を増額し、10 億 3,840 万 8,000 円とするものです。	

議案第 78 号	令和 5 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
本件は、人事院勧告により、職員給与を改定することに伴い、収益的支出について既決予定額から 130 万 3,000 円を増額し、21 億 3,323 万 1,000 円、資本的支出について既決予定額から 33 万 1,000 円を増額し、10 億 3,873 万 9,000 円とするものです。	

令和 5 年 第 6 回 筑紫野市議会定例会（12 月） 追加提出議案について

令和 5 年第 6 回筑紫野市議会定例会において、12 月 5 日に次の議案を追加提案しましたので、その内容をお知らせします。

議案第 79 号	筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する予定又は出産した被保険者に係る国民健康保険税の軽減措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。	